

在宅で最期まで 安心して暮らせるように

医療や介護について考えよう!! 在宅で受けられる介護

市在宅医療・介護連携会議(健康福祉課内) ☎(25)1182

Vol.5

在宅医療を続ける場合、病気の治療だけでなく、介護が必要になるケースが高齢になるほど増えていきます。今回は、在宅医療と合わせて利用できる介護サービスについてお知らせします。

医療保険で医療サービス、 介護保険で介護サービスを受けられることができます

在宅医療は、医療保険の適用によってサービスを受けることができます。一方、介護が必要になった場合、介護に関するサービスは、介護保険を利用して受けることができます。

訪問看護については、医療保険か介護保険のどちらかでサービス提供が受けられることになっています。

医療保険と介護保険は別の保険ですが、医療関係者と介護関係者が連携して在宅での療養生活を支えています。

介護サービスの利用のしかた

介護サービスの利用を希望する場合には「要介護認定の

申請」を行います。介護が必要な場合は、その度合いなどの区分を認定します。

認定を受けたら、要介護状態区分に基づき、本人および家族の状態や希望に合わせた「ケアプラン」を居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)が作成し「ケアプラン」に基づいた介護サービスを利用します。

どうしてよいか分からないときは、 地域包括支援センターに相談を!

介護保険の申請方法が分からない、どんな介護サービスを利用したらよいか分からない、自宅で介護をどうしたらよいか分からないなど、困ったときは地域包括支援センターに相談してください。

介護保険サービスの内容

訪問介護	ヘルパーが訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護など、必要な日常生活上のお世話をします。
訪問入浴介護	ヘルパー、看護師が訪問し、浴槽を提供して入浴介護をします。
訪問看護	医師の指示のもと、看護師などが診療の補助療養上のお世話をします。
通所介護	通所介護施設に行き、日帰りで食事や入浴などのサービスや、生活能力向上のためのリハビリテーションなどのサービスを受けることができます。
ショートステイ	施設に短期間入所して、日常生活の支援や機能訓練などを提供します。

※ほかにも訪問リハビリテーション、居宅管理療養指導、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護などのサービスがあります。

介護サービス利用まで

介護保険の
申請・認定

ケアマネジャーの
いる事業所決定

ケアマネジャー、
ケアプラン作成

介護保険の
サービス利用

医療保険

- 外来診療
- 入院治療
- 在宅医療



訪問看護

介護保険

- 訪問介護
- 訪問リハビリ
- 訪問入浴介護
- 通所介護 など



市民公開講座を 開催します

超高齢社会を迎え、地域における医療や介護に対するニーズは多様化しており、医療や介護が必要になった場合でも、生まれ育ったまちで暮らし続けたいというかたはたくさんみえるかと思えます。

そのような中、いつまでも可能な限り在宅生活をしていくには、どのようなことが必要なかをみなさんに感じてもらうことを目的に、市民公開講座を開催します。参加を希望するかたは、事前に電話などで申し込んでください。

とき 3月15日(日)午後1時30分～3時30分
ところ 保健福祉センターひだまり2階・ひだまりホール
講演内容 **知ろう！考えよう！在宅医療「住み慣れた家で最期まで」在宅医療の活用**

講師 三重県看護協会ナースングルヒル・なでしこ居宅介護支援室長 藤波恵子さん

その他 講演のほか同じテーマで、医療・介護関係者によるパネルディスカッションも予定していますので、お誘い合わせの上ご来場ください。

申込先 健康福祉課高齢・障害係 ☎(25)1183

